

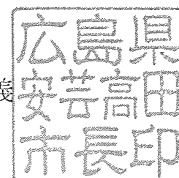
写

安高政第 57 号

平成 26 年 7 月 7 日

三次市長 増田 和俊 様

安芸高田市長 浜田 一義



安芸高田市が行う自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて（協議）

平素は、本市の行政推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、安芸高田市が道路運送法第 78 条第 2 項の規定に基づいて運行する自家用有償旅客運送（もやい便）につきましては、地域交通として貴市区域内への乗り入れを認めていただいているところです。

この度、道路運送法第 79 条の 6 の規定に基づき、登録更新の手続きを行う必要があることから、乗り入れの継続を承諾していただきますよう協議申し上げます。

## 記

路線名 安芸高田市運営有償運送 もやい便 川根地域内便

乗入区間 三次市作木町門田（安芸高田市境）～三次市作木町門田（香淀駅）～三次市作木町港（作木診療所）

乗入期間 平成 26 年 10 月 1 日～次回更新時まで

担当：安芸高田市役所  
企画振興部政策企画課 森本  
連絡先 電話 0826-42-5612  
fax0826-42-4376  
〒731-0592  
安芸高田市吉田町吉田 791 番地

## 安芸高田市運営有償運送の三次市への乗り入れについて

### 1. 趣旨

道路運送法第79条の6の規定に基づく安芸高田市運営有償運送「もやい便」の更新登録を行うにあたり、引き続き三次市へ乗り入れることについて協議するもの。

### 2. 運送主体

実施主体 安芸高田市                      運行主体 川根振興協議会

### 3. 登録番号

中広市交第7号

### 4. 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

市町村運営有償運送：交通空白地輸送

### 5. 路線又は運送の区域

起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
川根区域内 (もやい便)			

※前日の予約により地域内を運行。

※希望により三次市作木町の作木診療所または香淀駅などにも乗り入れられるものとする。

### 6. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
高宮町川根地域に在住する住民及びその親族、その他当該地域に日常の用務を有する人	

### 7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額（1回の乗車につき）

大人

川根地域内（式敷駅・三次市作木町）・・・100円

川根－高宮支所周辺・・・・・・・・・・300円

川根－吉田・・・・・・・・・・500円

障害者・子ども（小中学生）

川根地域内（式敷駅・三次市作木町）・・・100円

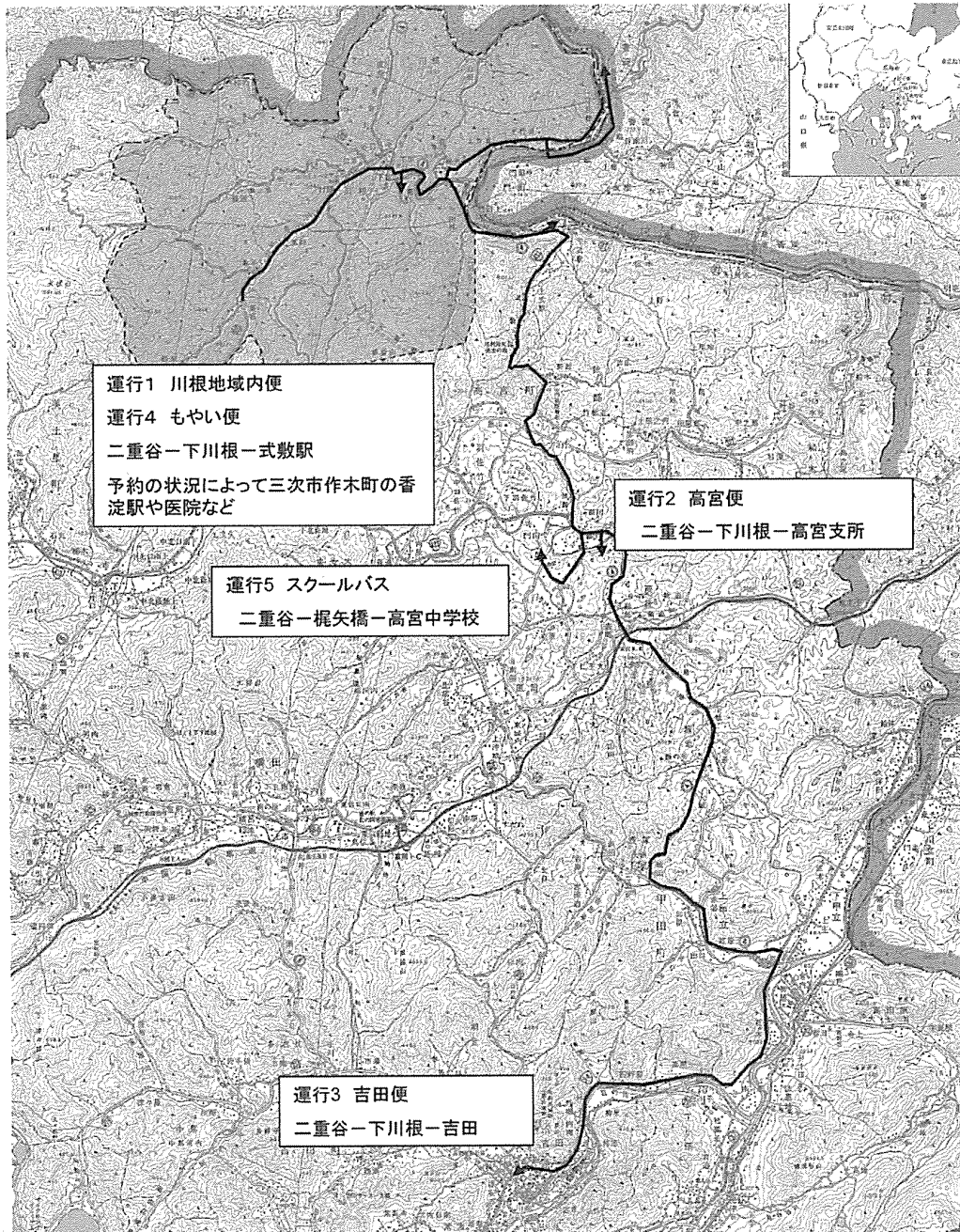
川根－高宮支所周辺・・・・・・・・・・100円

川根－吉田・・・・・・・・・・200円

※子どもの料金は通学时以外

※備北交通株式会社が発行する新公共交通システム回数券も使用が可能

運行図



平成 26 年 月 日

国土交通省広島運輸支局長 殿

地域公共交通会議における協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村

(名 称) 三次市地域公共交通会議

(対象市町村) 三次市

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

平成 26 年 月 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

実施主体 安芸高田市

運行主体 川根振興協議会

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別  
交通空白地輸送

(3) 路線又は運送の区域  
別紙のとおり

(4) その他特記事項  
安芸高田市が運行する車両が三次市への乗り入れをすることを許可する。

平成 26 年 月 日

三次市地域公共交通会議

会長

印